第42回 地方分権改革有識者会議 第112回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時:令和2年9月2日(月)14:00~15:58

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

[地方分権改革有識者会議] 神野直彦座長(司会)、市川晃議員、後藤春彦議員、 小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、 [提案募集検討専門部会] 髙橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、

小早川光郎構成員、勢一智子構成員

(小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務) 〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、山﨑重孝内閣府事務次官、別府充彦内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

(1) 令和2年の提案募集方式等について

(重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等)

(神野座長) それでは、定刻でございますので、「第42回地方分権改革有識者会議・第 112回提案募集検討専門部会合同会議」をオンライン会議にて開催させていただきたい と思います。

皆様方には大変お忙しい中かつ少し温度は下がったとはいえ、お暑い中を会議に御参 集くださいまして本当にありがとうございます。

本日は、御多用にもかかわらず北村大臣及び大塚副大臣に、会議室におみ足をお運びいただいて御出席いただいております。どうもありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、地方分権改革有識者会議の三木議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員、野村構成員、山本構成員は、所用のため御欠席ということになっております。

それでは、会議の開催に当たりまして、北村大臣から御挨拶を頂戴したいと思います ので、よろしくお願いします。

(北村内閣府特命担当大臣) こんにちは。

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、地方分権改革の推進に日々御尽力を賜っており心からお礼を申し上げる次第でございます。

特に、提案募集検討専門部会におかれましては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行われ、精力的に御議論賜っておると承知いたしております。重ねてお礼を申し上げます。

本日は、7月末に公表いたしました関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後 の進め方等について御審議いただきたいと考えておるところでございます。 これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、それまでには至っていない事項もあると承っており地方からの提案をいかに実現するかという、基本姿勢に立って調整を加速化してまいりたいと存じます。

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様方におかれましては、御多 忙の中、重ね重ね恐縮でございますけれども、なお一層、御尽力を賜りますようお願い を申し上げ、御挨拶といたします。

本日もどうぞ、活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、続いて事務局の方から配付資料の確認をお願いいたします。

(加藤参事官) それでは、配付資料につきまして確認をさせていただきたいと存じます。 本日の資料でございますが、資料1から5でございます。また、参考資料もございま す。

資料1「令和2年 地方分権改革に関する提案募集 重点事項一覧」ということで、A3の表裏の1枚ものでございます。

資料2「重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点」というものでございます。ちょっと厚めの資料でございます。

資料3「『重点募集テーマ』に係る提案についての主な再検討の視点」ということで ございまして、これが3ページ、2枚にわたるものでございます。

資料4、枝番がついておりますが、8月27日に行いました地方三団体のヒアリングにおきます関係団体提出資料ということになります。資料4-1「全国知事会提出資料」、資料4-2「全国市長会提出資料」、資料4-3「全国町村会提出資料」ということになります。

資料5「平成26年~令和元年対応方針のフォローアップの状況」ということでございまして、これが50ページほどの資料をつけさせていただいております。

また、一番最後の参考資料でございますが、「令和2年提案における内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての関係府省からの第1次回答及び提案団体等からの見解等一覧」ということで、これは重点事項のみならず、全体でございますが170件について整理したものでございます。

以上でございます。漏れ等、乱調落丁等ございましたら、お申し出いただければと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。

お手元の議事次第を御覧いただければと存じますが、本日は、議事は1つでございまして「令和2年の提案募集方式等について」を御審議いただくことになっております。 括弧内に書いてございますように、実質的には重点事項に関わる関係府省からの第1次 回答と専門部会におけるヒアリングの状況等を御審議いただくということになってお ります。

そこでまず、髙橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況等について、御 説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(髙橋部会長) それでは提案募集検討専門部会における検討状況につきまして、御報告申し上げます。

部会では関係府省からのヒアリング、8月3日から7日まで、そして地方三団体からのヒアリング、8月27日でございますが行いました。以下、これらのヒアリングの概要を御報告申し上げました上で、今後の検討の方針と進め方について御説明をしたいと思います。

まず、関係府省ヒアリングの概要についてでございます。

関係府省との議論の状況につきましては、今、大臣から御紹介いただきましたが、一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難であるとか、今後検討とされた回答も見られるところでございます。よって10月上旬からの第2次ヒアリングも含めて議論を加速させていきたいと考えております。

少し詳しく申し上げますと、関係府省との議論の状況につきましては、これは例年どおりでございますが大きく4つに分類できると思っています。資料の1を見ながら、お聞きいただければと思います。

まず、検討の方向性が合致している事項、そして検討の方向性が一部合致している事項、検討の方向性が合致していないが論点の共通認識は得た事項、検討の方向性の合致、 論点の共通認識も得られていない事項につきまして、この資料1に沿いまして御紹介し たいと思います。

これは後ほど事務局から詳細に御説明があると思いますが、まずは検討の方向性が合致している事項の例といたしましては、重点番号の14番でございます「国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し」。それから、重点番号の26になりますが、「社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化」を挙げることができると思います。

それから、検討の方向性が一部合致している事項の例といたしましては、重点番号の5番目でございますが、「幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し」。それから下の方に参りまして重点番号30でございますが、「郵便局において取扱いが可能な事務の拡大」。その下でございますが重点番号31、「地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し」を挙げることができると思います。

それから③の検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項の例といたしましては、上の方になりますが重点番号13番、「ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和」。重点番号21でございますが、「農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し」。重点番号23でございますが、

「宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止」がございます。

また、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項の例といたしましては、重点番号2の「保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し」。そして、重点番号12になりますが、「訪問介護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し」を挙げることができると思います。

なお、本関係府省からのヒアリングに際しましては部会としての考え方をお示しし、 関係府省には今後引き続きの検討を依頼しているところでございます。

以上が関係府省のヒアリングの状況でございます。

次に、地方三団体ヒアリングの状況につきまして、御報告申し上げます。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングにつきましては、資料4になります。先ほど御紹介いただきましたが、4-1から3までということになります。地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待を御表明いただきました。また、新型コロナウイルス感染症対策についての全国知事会での議論の御紹介や、従うべき基準を新たに設ける場合のチェック機能確保についての御意見もいただきました。

その上で今回の提案全般に関して、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な対応を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘も頂戴しました。よって、これらを踏まえて検討を進めていきたいと考えております。

今後の部会における検討の方針といたしましては、①の検討の方向性が合致している 事項、それから②の検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に 制度改正に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において関係地方公 共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰めの作業を行っていきたいと考えてい ます。

検討の方向性は合致していないが論点の共通認識を得た事項につきましては、関係府省からさらなる検討の結果について御報告いただけるものと思いますので、その状況をお聞きしながら専門部会としても対応方針について検討してまいりたいと思います。

最後、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項につきましては、 再度関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しをし、更なる検討 をお願いした上で議論を深めていきたいと考えています。

以上の方針を前提としまして、今後の検討の進め方につきましては明日以降に予定されている内閣府から関係府省への再検討要請の際に併せて、資料2の主な再検討の視点を関係府省に対して文書でお示しし、関係府省にはそれを踏まえて9月17日の木曜日までに御回答いただくことを考えております。

部会としては、関係府省の回答を踏まえまして、10月上旬より関係府省から重点的に 再度ヒアリングを行い、議論を詰めていきたいと考えております。

なお、本年の新たな取組でございます「重点募集テーマ」につきましては、補助金関

係及びデジタル化関係の提案のうち、複数の提案が共通して求めている内容について一般的に考慮すべきと考える事項を資料3と整理をしております。資料3を御覧いただければと存じます。

こういう形で整理をしております。こちらについても、関係府省への再検討要請の際にお示しをし、重点事項以外も含めて関係府省の積極的な検討を求めていきたいと思っています。

最後でございますが、昨年もこの段階では検討の方向性が合致している事項は多くは ございませんでした。しかしながらその後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課 題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させ実現に至りました。

したがって今年も同様に、今後さらに論点を整理いたしまして、検討の方向性を見直 していき、最終的には1つでも多く地方の提案が実現できるよう部会として努力してま いりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

部会での検討状況について御説明を頂戴したわけでございます。

ここで、北村大臣は御公務のために御退室されます。

どうもありがとうございました。

(北村内閣府特命担当大臣) どうもありがとうございました。

失礼します。

(北村内閣府特命担当大臣、退室)

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは次に、事務局から重点事項に関わる関係府省からの第1次回答の状況、それから主な再検討の視点等々について御説明を頂戴いたしますのでよろしくお願いいたします。

(加藤参事官) それでは、説明させていただきます。資料2をお手元にお取りいただければと存じます。重点事項40項目についての回答並びに再検討の視点ということでございます。

初めに、共通事項を若干申し上げますと、「従うべき基準」の緩和を求める提案につきましては、押しなべて厳しい反応でございました。地域の実態を踏まえて幅を広げられるよう再検討を求めることとしております。また、支障の広がり、求められた措置の需要がどのくらいあるのか実態が分からないと措置しにくい旨の回答も幾つかございました。こうしたものにつきましては、早急に実態を把握の上、検討を求めることとしております。

また、対面、書類、押印の脱却に向けた政府のデジタル化の方針が打ち出されておりますので、この視点を当てることで対応可能性が出てくるものにつきましては、積極的な検討を求めることとしております。さらに、この段階で前向きな回答が得られたもの

につきましては、手順、スケジュールの明示を求めて早急な対応を促すこととしております。

それでは、個別事項に入ります。資料左方の重点番号順に沿って説明させていただき ます。

めくっていただきまして1から3につきましては、保育関係の「従うべき基準」関係 でございます。

1番、病児保育の職員配置要件の緩和でございます。

現行、一部に認められた緩和措置にとどまらず、さらなる措置の緩和を求めるという ことで再検討を促すこととしております。

次に2番、保育所の居室面積基準の見直しでございます。

保育の質の確保の観点から対応困難という旨の回答でございます。新増築では対応困難な場合を踏まえてほしい、あるいは独自の工夫も考えられるということがございますし、現行の大都市における標準としている特例で問題が生じていないことを踏まえた再検討を求めております。

子育てが続きます。次に3番、こども園の園庭基準の見直しについてでございます。 近隣の代替地を確保すれば質の確保はできないかということ。施設の拡張困難な地域に おける移行が進まないという実態を指摘いたしまして、再検討を求めることとしており ます。これは通しのページの7に再検討の視点が書いてございます。

4番、指定都市・中核市立の保育所の指導監査権限についてでございます。

この点につきましては、都道府県には権限がなく指定都市・中核市が自らの施設に対するものとして指導監査を行う旨、法的に整理できましたので、その周知を図ることを求めることとしております。

次に5番でございます。幼保無償化の施設等利用給付に係る、市町村を越えて引っ越 した場合に月割りの給付を可能とするようにという提案でございます。

幼稚園については月割りを認める方向性がヒアリングにおきまして示されたところでございますので、今後のスケジュールをただした上で、さらにということで、認可外施設、預かり保育などについても検討を求めることとしております。

6番、処遇改善加算に係る研修の見直しでございます。

まず、研修必須化時期でございます。これが令和4年からとなっておりますが、この延期につきまして具体的な回答がなかったということで早期な判断を求めることとしております。その他につきましては、詳細な回答を頂いておりますが、個々の措置の内容をただした上でさらなる対応を求めることとしております。

通しの12ページ、7番でございます。離職した保育士の届出の努力義務化についてでございます。

厚労省の回答、なかなかはっきりしない回答でございます。ほかの取組例、前例がご ざいますので、これを参考に積極的な検討を求めることとしております。 次の8番、障害児通所給付決定手続の簡素化でございます。

負担上限額、多子軽減の認定の必要性を精査した上で、在り方を検討するとの回答で ございました。効率的な手続に向けた積極的な検討を求めることとしております。

9番、同じく障害児通所給付決定に係る有効期間の見直しでございます。12か月を上限としている有効期間でございます。

これは、昨年度からのフォローアップ案件ということになります。実態把握の上での 年内の結論を求めております。

次の10番、小児慢性特定疾病に係る医療受給者証の記載の見直しでございます。

高額療養費の所得区分の記載の可否ということでございます。厳しい反応、御回答でございました。これにつきましては、令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システム、これは医療に関わる者や指定医療機関と保険者の間で、オンラインで資格確認ができるシステムの導入が決まっておりますので、このシステムを活用することによりましてこちらの対応も図られるのではないかということで、その検討を求めることとしております。

併せて、個人情報の観点から受給者証の表面にこうした記載をすることがいいのかど うかという投げかけを行うこととしております。

以降、介護関係の「従うべき基準」関係が続きます。

次に通しの17ページ、11番は小規模多機能型居宅介護に係る定員基準の見直しでございます。

これも厳しい回答でございます。事業者のみならず、過疎等の地域の状況を踏まえた 検討を促すこととしております。

12番、訪問看護ステーションの人員基準の見直しでございます。検討の視点は、通しの19ページでございます。

基準の根拠をただした上で、基準を満たせないことによりまして事業自体が休廃止に 至るという実態があるということでございますので、それを早急に把握した上での検討 を求めることとしております。

13番、ICT活用による介護施設の人員基準の緩和でございます。

これも、厳しい反応でございました。現場の実態の早急な把握、デジタル化を進める 政府の方針等を踏まえました前向きな検討を求めることとしておりまして、これにつき ましては先方でも受け止める旨の回答でございました。

次に14番以降でございます。これ以降、医療関係となります。

14番につきましては、国民健康保険の職権喪失処理に係る手続の見直しでございます。これは、部会長からも御紹介があったものでございます。ほかの社会保険との重複が生じた場合、市町村の側で資格を落とす、喪失させる処理が必要ということになりますが、この事務が非常に煩瑣であり見直せないかという提案でございます。

厚生労働省からは、先ほども触れましたが令和3年3月にオンライン資格確認等シス

テムが導入されることによりまして、保険者間の重複、チェックができるようになるということでございまして、保険者に対しまして定期的にこの重複の状況をチェックした上で通知されるシステムができるという旨の回答がございましたので、これが生かせるということになります。当然、こちらの事務も効率化が図れるということでございまして、厚生労働省に対しまして保険者への早急な周知を求めることにしておりますし、さらに勧奨なしでの職権手続の検討を求めることとしております。

次の15番、国民健康保険の高額療養費支給申請の簡素化でございます。

既に70歳以上に認められている手続を拡大してほしいとのことでございまして、市町村の判断により全年齢での簡素化が可能となるような検討を求めるというものでございます。これにつきましては再検討の視点、めくって通しの24ページに今、説明申し上げた内容が記載してございます。

次に16番、下でございます。乳がん集団診断検診の医師立ち合いの不要化ということでございます。

文面の回答でははっきりしないところもございますが、ヒアリングでは考えたいという方向性が提示されたところでございまして、受診率向上を意識した前向きな検討を求めることとしております。

17番以降、障害者関係の施策に関わるものが出てまいります。

います。

17番は、障害福祉サービスに係る居住地特例対象施設の拡大ということでございます。 介護サービスに加えまして障害福祉サービスを受給している上に、市町村を越えて施設 に入所している方ということになりますが、厚生労働省からはこういった方々がどれく らいいるのか、どれだけのニーズがあるのか分からない、把握していないというような 趣旨の回答でございました。実態を把握の上、早急な検討を求めることとしております。 18番でございます。障害者割引に係る市区町村の証明事務の見直しということでござ

具体的には、有料道路、NHK受信料に係るものでございます。いずれも、関係府省からは慎重な回答を頂いております。再検討の視点は通しの28ページになりますが、この事務につきましては、法令に基づかず通知により協力を依頼しているのだという立場を踏まえた市町村の軽減策の検討を求めることにしております。その際、対面申請見直しなどICT技術の活用という視点で御検討いただきたいということで、再検討を求めるものでございます。

下でございますが19番、難病に係る特定医療の支給認定等の見直しでございます。

複数提案がございますが、1つ目、指定医療機関の設定でございます。これにつきまして難しいという反応でございましたが、現在、一部の都道府県で指定医療機関の制限のない運用を行っている実態も踏まえまして、廃止、検討ができないかと求めるものでございます。その下になりますが、その他、所得区分の記載に関しましては10番で説明いたしました小児慢性特定疾病に係るものと論点が同一でございますので、同様の再検

討を求めることとしております。

これ以降、農業関係でございます。

通しの31ページ、20番でございます。農用地区域除外に係る8年要件の起算点の弾力 化の提案でございます。

これにつきまして、農林水産省からは提案を踏まえたガイドライン改正を行うという 積極的な回答を頂いております。明確かつ早急な対応を求めることとしております。

21番、農地利用最適化推進委員の定数基準の見直しでございます。

これも「従うべき基準」になっているものでございます。農地面積だけで上限が決まっております基準が現在のものでございますが、これが硬直的ではないかということで、 実態を把握した上で早急な検討を求めることとしております。

22番でございます。旧農地法に基づく国有農地等の管理、処分事務に係るものでございまして、特に処分に向けた事務の見直しということでございまして、複数の提案が出されております。

通しの34ページ以降、回答と再検討の視点を並べております。36ページまで続きます。

これにつきまして、実際、複数提案につきましていずれも難しい旨の反応が農水省からは示されております。実態を早急に把握した上で、戦後70年以上経過しているということで、早期処分が必要であろうと。それが進むように、都道府県に不合理な負担がまたかからないように検討を求めるということでございます。

通しの37ページをお開き願いたいと思います。23番から25番まで3項目でございますが、国交省関係の都道府県経由事務の廃止を求める提案でございます。

23番は、宅建業法に係るものでございます。

なかなか難しい旨の回答でございましたが、都道府県、申請者等に係る支障の有無等を早急に把握の上で、そして書面、対面主義から脱却を求める政府方針を踏まえた上での検討を求めることとしております。

24番が不動産鑑定業者、25番が1級建築士免許に係る経由事務でございます。

基本的には、23番と同様でございまして同じような形での再検討を求めることとして おります。

通しの40ページをお開き願いたいと思います。26番、社会資本整備総合交付金の申請 等の電子化でございます。

これにつきましては、押印文書が残っていた。それが手間だという提案でございますが、押印文書が残っていた部分につきましてはなくす。完全電子化を図るという形で国 交省から前向きな回答が得られております。書面・押印・対面主義からの脱却を求める 政府方針を踏まえ、この交付金に限らず国交省所管補助金等全体について、同様の検討 を求めるということでございます。

通しの41ページをご覧ください。史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化でございます。

文化庁関係でございます。基本的に、文化庁からは前向きな回答を頂いております。 補助金適正化法上問題がないこと、そしてその運用範囲を明確にするよう求めることと しております。

28番、家畜伝染病に係るワクチン接種に係る民間獣医師の活用を可能とするような提案でございます。

農林水産省からは厳しい反応を頂いております。再検討の視点でございますが、知事の指揮監督下の家畜防疫員に限らず、民間獣医師であっても委託契約に条件を付せば十分な対応が可能ではないかということでございます。他分野の例もあることを投げかけた上で真摯な検討を求めることとしております。

29番、沿岸漁業改善資金における転貸融資を可能にという提案でございます。これは、 以前からのフォローアップ案件ということでございます。

林業、木材産業では既に先行してやっていることでございまして、この例を参考に都 道府県、金融機関の意見も踏まえた上で、具体の制度設計の検討を求めることとしてお ります。

30番でございます。郵便局の取扱い可能な窓口事務の拡大ということでございます。 これにつきましては、部会長からも御紹介がございました。

総務省の回答でございますが、できるところは法改正を含め対応したいという前向きなものでございました。ただ、対面による厳格な本人確認が必要なもの、また公権力の行使に当たるものは困難だということでございました。本人確認につきましては、デジタル技術を活用した見直しを検討ということも考えられるのではないか。また、郵便局職員をパートタイムの会計年度任用職員として採用する運用はできないか投げかけてさらなる検討を求めることとしております。

また、法務省につきましては、これらに加えましてですが、代理請求の受付は困難との回答がございました。これは総務省の回答と食い違いが生じております。そうしたことも踏まえまして、可能とできないか再検討を求めることとしております。

通しの45ページ、31番でございます。地方公共団体の歳入一般につきましてコンビニ 収納を可能とできないかという提案でございます。

文面の回答ではできないとございますが、ヒアリングでは私人の公金取扱い禁止の原則を含め、財務制度全体の見直しを検討したいとの前向きな発言がございました。政府のデジタル化方針も踏まえまして、多様な決済手段への対応ということも含めて、早期の検討を求めることとしております。手順、スケジュールの明確化もここで求めることとしておりますし、一定の時間を要することとなる場合の暫定的な対応につきましても、検討をお願いしたいと考えております。

32番、生活保護法上の指定医療機関の変更届出の省略ということでございます。

これにつきましては、地方厚生局と都道府県で情報共有すれば提案にある届出を省略できる部分があるのではないかということで、これを投げかけ検討を求めることとして

おります。

通しの47ページの33番でございます。不動産移転登記に係る登録免許税算定の際の評価額の電子情報の活用というものでございます。

法務省からの回答でございますが、市町村から登記所へのオンライン提供を推進する 旨、回答にございます。これが進めば書類を求める運用の廃止の環境が整うということ で、この廃止に向けた検討を求めることとしております。また、暫定的に課税明細書に よる運用の周知を図っていただきたい旨を求めることとしております。

34番、心身障害者扶養共済制度に係る受給者現況の確認方法の見直しでございます。これは、共済制度を受けまして保険事業を行っている独立行政法人の側で住民票の写しまで求めているということでございまして、都道府県の側で必要なのかと言っているものがございますので、それについてどうなのかと投げかけておりますし、必要があるならば独法による住基ネットの利用の検討を促すこととしております。

35番でございますが、高校就学支援金支給事務におけるマイナンバーによる情報連携の拡大でございます。

具体的には、生活保護関係情報を情報連携により取得できるようにしてほしいとの提案でございます。関係府省は幾つかございますが、前向きな回答を頂いております。これにつきましては、法改正に向け速やかな調整を求めることとしております。

36番、液化石油ガス法の事務・権限の指定都市への移譲でございます。昨年度からのフォローアップ案件ということになっております。

関係団体、事業者の移行を早急に把握の上、検討を求めることとしております。

37番、各種の行政計画策定に係る義務付け、負担の見直しを求めるものでございます。

8項目ほどでございますが、複数にわたる計画に横断的に関わってまいります。回答ぶりにつきましては、各府省等に幅はございますが策定が任意とは示せない、あるいはほかの計画と一体としての策定など負担軽減には配慮しているなどの回答でございました。

続きまして、再検討の視点は、めくっていただきまして通しの53ページの右側の方になりますが、努力義務規定やできる規定につきましては法的な義務付けではなく、地方公共団体の判断に委ねられているものと解すべきではないかと投げかけた上で、さらなる地方公共団体の事務負担の軽減、地方公共団体の判断に委ねられている旨の明確化を図るよう検討を求めることとしております。

38番、新型インフル特措法。現在のコロナウイルスに適用しているものでございますが、この施設使用制限に関する見直しでございます。

通しの55ページに、内閣官房の回答と再検討の視点が書いてございます。回答・ヒアリングにおきましては、現下の規定内容・運用について説明がございました。再検討の視点でございますが、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、国、地方の役割、責任の分担に関して地方公共団体と十分にコミュニケーショ

ンを図りながら今後、所要の見直しを求めるというものでございます。運用等を含めた 見直しを行っていただきたいというものでございます。

39番、通しの56ページでございます。地方公務員に対する変形労働時間制の適用を求める提案でございます。

総務省の回答でございますが、長期にわたる業務の繁閑の見通しが困難ということで難しい旨の説明がございました。これに対しまして業務の実態を把握した上で必要性を精査してほしいと、その上で必要性が認められれば導入を検討いただけないかと投げかけることとしております。

重点事項最後の40番でございます。日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う場合の根拠の明確化を求めるものでございます。

これにつきましては、厚生労働省の回答にございますようにそれぞれの支部の実態が 区々ということでございます。早急に実態把握の上、対応の検討を求めることとしてお ります。

以上が、資料2についてでございます。

資料3でございます。「『重点募集テーマ』に係る提案についての主な再検討の視点」 ということでございます。

これにつきましては、部会長の方からもその趣旨につきまして御報告がございました。 それぞれ今年度、重点募集テーマといたしまして、補助金関係、デジタル化につきまし て、提案内容をグルーピングいたしまして共通の視点を抽出、その上で各府省に投げか けて検討を求めるものでございます。俎上に上った提案のみならず、関連する補助金手 続を含めた整合的な検討を求めることとしております。

補助金関係につきましては地域の実情を踏まえた設定につきまして、全国一律の基準 を満たせず補助を受けられない場合の対応等も考えてほしい旨、言及しておりますし、 交付スケジュールの改善につきましては、標準処理期間内に行えるよう手続の見直しを 要請することとしております。

59ページの申請書類・添付書類の削減につきましては、オンライン化の活用により負担軽減を図れないかという視点を提示することとしております。

また、補助金適正化法上の軽微な変更、簡易な手続でできる部分の拡大を図っていた だけないかということも、この5番によって求めることとしております。

60ページはデジタル化関係でございまして、申請手続の簡素化ということで、特にこの募集時点以降、政府の方針も大きく進展したということでございます。これを踏まえた積極的な対応を促すこととしております。

最後、資料5でございますが、昨年度までの提案募集に係る対応方針におきまして、 今年度に結論をとなっているものについて、現在の状況をまとめたものをつけさせてい ただいております。

これにつきましては、現在まだ年度途中でございます。基本的に令和2年ないし年度

中に検討ということで取り組み進捗中ということでございます。

引き続き、各府省を督励し措置の実現を図ってまいりたいと思っております。個別の 事項の説明は割愛させていただきたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま髙橋部会長からは部会での検討状況を御説明いただいて、その上で事務局の方から重点事項に関わる関係府省からの第1次回答の状況、さらに主な再検討の視点等々について御説明を頂いたわけでございますが、こうした御説明いただいた点につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等々を頂いて御審議していただければと思います。

それでは、平井議員、お願いいたします。

(平井議員) すみません。会場にいる関係で先に当てていただきました。本当にありが とうございました。

ここに至るまで、神野座長様、また髙橋部会長様はじめ、議員の皆様に大変にお世話 になり、構成員の皆様の御指導を頂きましたこと感謝を申し上げたいと思います。

また、大変政情がお忙しい中にもかかわりもせず、北村大臣、大塚副大臣、わざわざ ご臨席を頂き、また事務方の方でも山﨑次官や宮地室長、そして加藤参事官はじめ関係 の皆様の大変なお手数を頂きましたことに感謝を申し上げたいと思います。

このたび、先ほど髙橋部会長からもお話がございました資料4-1で知事会の意見を 出させていただき、丁寧にお聞き届けいただきましたことを感謝申し上げたいと思いま す。

若干そうしたことも含めながら、今回、加藤参事官から御説明ありましたことにつきまして御意見を申し上げたいと思います。

やはり、今ちょうど政権が変わろうとしている段階だと思いますけれども、例えば新型コロナの問題、非常に厄介でありますし、また地方への指向性というのが今、変わってくると思います。そして今、eガバメント、そうしたデジタル化ということが、行政手続の上でも強調されてくる。これがコロナの副産物になってくるだろうと思います。

そうしたときに、この後、若干申し上げますけれども、地方団体の発想で見直すべき 事項があるのではないかという背景には、住民の皆様の願いですとか、それから現場で 実際に事務をやっていてこれはどうかなと、こうすればもっと具体的に工夫ができるの ではないだろうかという思いから発想しておりますので、先ほど加藤参事官の方からこ れについては非常に厳しいというお話が相次ぐわけでございますが、こちらも切実な思 いで提案をしていることもございますので、まだ年末にかけてしっかりとフォローアッ プをしていただければと思います。

このたび、飯能市にムーミン谷が生まれましてにぎわっているとお伺いしていますが、 子供のころ私もムーミン谷のファンでございましたし、ムーミン一家に憧れて特にスナ フキンが大好きでございました。あの二ヒルな感じですね。スナフキンの名言に「大切なのは自分のしたいことを自分で知っていることだよ」というのがありまして、聞きほれるわけでありますけれども、住民がしたいことを一番知っているのは現場の自治体だろうと思うのです。そこに地方分権の醍醐味というのがありますし、世の中を変えていく力だと思いますので、ぜひこれからも御指導いただきたいと思います。

具体的なお話、今の加藤参事官の資料でいきますと、1ページ目のところなどちょっとまとめたところで、やはり「従うべき基準」などが悪さをしていると我々は思っていまして、これをほどくことで大分仕事がやりやすくなる。それは畢竟、この基準があるばかりにサービスができないことが、できるようになる。これは別に現場で無理を言っているということでもなくて、むしろそれぞれの事情に則した対応をしてもらえばいいのですけれども、則した対応をしようと思うと、本来は「参酌すべき基準」でよいはずでありますが、それをあえて「従うべき基準」にして、いろいろと縛っているものですから、我々はどうしようもなくて、もうこれではサービスができないということにつながるというものであります。

その例として、これは前から言われていることでありますが、1ページ目にあります病児保育の要件緩和のことでございますけれども、これも今、子供の数は減っていますし、地域によってはただでさえ病児保育というのは経営が難しいのですね。川崎でも大手さんがやっていたのが結局閉園せざるを得なくなるというのは、やはり経営上どうしても無理がかかる。インフルエンザが流行っているときは繁盛するかもしれませんが、そうでないときは、さっぱりお客さんは来ないということであります。ですから、合理的なのは病院に併設しているようなケースがあるわけですね。我々のような田舎でも、やはりそういうことでやりたいということがあるのですが、結局このいつもそこにいなさいという人をつけられると、例えば病院併設であれば看護師さんなどは山ほどいるのに、その看護師さんも含めて常駐しなさいとやることは果たしてどこまで合理的なのかと。普段、病児の子供がいないときでも置いておかなければいけない、給料を払わなければいけないというのでは、やはり経営が成り立たないわけですね。

ですから、この1番の病児保育の職員配置要件などは、ぜひ緩和していただくべき例になると思います。

2番のところでありますが、これも古く言われているところでありますが、保育室も 大都市だけの問題ではなくて、地方都市でも同じような事情がいろいろ発生するわけで す。大都市で何ら差し支えないということで現在やれている特例があるのであれば、何 でそれが地方都市でできないのかということですね。正直、理屈に合わないのではない かと思っていまして、こういうところがないと結局、保育できない子供が生じてしまう ということであります。

7番、これなども一つの工夫なのですけれども、前向きに書いてあるように見えるのでよろしいのかなと思うのですが、これは結局、保育士の需給バランスを取ろうと思っ

てあっせんをしたいというのはあるのですね。保育士バンクみたいなものをつくると。 そういうときに、辞めた方、離職されたときの情報というものが共有できるようになら ないかということです。簡単なことですし、これは多分、厚生労働省さんも問題意識は 一緒のはずでございますので、ぜひ進めていただきたいということであります。

それから、11番、小規模多機能の居宅介護。次の12番、訪問看護ステーション。これらも厳しいというお話があったわけでございますが、結局これも地域によって、特に中山間地だとかそうしたところで人手がないところでも高齢者のサービスが必要になるとか、それから今、新型コロナでありまして病院に行くのは難しい中で、訪問看護ステーションの重要性というのは増しているわけですね。

訪問看護ステーションで2.5人、必ず置かなければいけないというようにされてしまうと、結局その訪問看護ステーションの経営自体ができなくなってしまう。そんなに人口密度が高いところではないので、大都市であればそういう理由は立つかもしれませんが、地方ではそうはいっても医療サービスを提供しよう、しかも在宅でという、今のコロナにも沿ったようなことをやろうとしても、これが足かせで結局全部閉鎖せざるを得ないというのはあまりにもナンセンスではないかと思います。そうした意味で、御再考をお願い申し上げればということであります。

また、16番なども、これも技術的なことではあるわけでございますけれども、マンモグラフィーは今では本当に一般的になりまして、そんなに難しい検査ともいえないのではないかと思うのですね。肺の検診のレントゲン検査などは、既に緩和されているわけであります。マンモグラフィーのときにどうしてもお医者さんがいなければいけないということになりますと、結局、検診の時間を取れないということになってしまうわけです。これなども、早速見直していただいてもよいのではないかと思います。

話は次の点になりますが、eガバメントをはじめ、そうした合理化を図るべきではないかという観点で今回、何点か御提案をさせていただいているわけであります。

例えば、26番でございますが、社会資本整備総合交付金がございます。これも、中身は電子化されて申請できると言いながらも、結局、表紙のところで判子を押せと。そういうことは、やはり何のための電子化なのかということになります。

私は、恐らくこれから政権が変わりまして、新しい政権が発足したときに新型コロナに向き合った中で安倍総理がかねて言っていたような e ガバメントみたいな話を、デジタルガバメントを推進しなければいけない局面にこれからなると思うのですね。そういうときに、やはり非接触型でいろいろな作業ができるようにする。しかも民間の事業創出にもなるようなタイプのことは、ぜひ政府を挙げて推進をしていただくのがよいのではないかと思います。26番などはそういう一つの例だと思っています。

30番、それから31番。これもやはり合理化できる一つの例でありまして、どこでもかしこでも役所の窓口を置かなければいけないということでは多分ない。確かに、郵便局は民間企業ということにはなるのでありましょうが、そうであってもそれを活用しても

いいのではないかと。前向きな官庁と若干堅い官庁とあると今、聞こえましたけれども、これなども e ガバメントやあるいは行政プロセスの合理化を図っていく。それは働き方改革にもつながったり、住民サービスの向上にもなるわけでありまして、御考慮いただければと思います。

また、31番のところも、コンビニ収納の問題でございます。これも財務規定が自治法上あるというのはよく分かるわけでありますけれども、ただ本当に公金の取扱いの問題で全部一律にさばいていいのかなということです。もう今は、そこに現金があるわけではなくて電子的に記録が全て残って、その記録がメッセージとして送られるというだけの収納でございますので、そういうことであればいろいろとやりようは本来あるわけでございます。公金に直接手をつけるという、もともとの自治法の設定とは違うところに来ている。

これは実は、コンビニ収納の問題だけではなくて、様々なところに財務規定というのが引っかかってくるのですね。 e ガバメントを進めようと思うと、こうしたお金の動きのところは非常に堅く作ってあるプロセスがございまして、こうしたこととか、あとプライバシーの問題とか、いろいろどうしても引っかかってくるところはいずれ出てくると思いますので、そうしたところも分権の観点で御検討いただければと思います。

それから新たに見えてきた課題、これは知事会の資料4-1の方でも述べさせていただいていますが、例えば37番でございます。小早川座長代理とか勢一議員にもお世話になりながら、今、勉強を進めている中で、大分見えてきた課題が、地方分権を進めて権限移譲などをいろいろと行っていくわけでありますが、そのときに結局、中央省庁の方で、議員立法も含めて計画行政の方に急速にシフトしていまして、平成12年に機関委任事務を自治事務や法定受託事務に変えた後から、こうした手法が拡大してきているわけであります。

予算はよくスクラップ・アンド・ビルドというのですが、計画はスクラップ・アンド・ビルドと言わないのですね。どんどん積み上がってきていまして、どこにどんな計画が書いてあるかすらなかなか把握しにくいと。それを作るのは中央省庁の担当者にとっては、計画をつくりなさいと、大体、法制局のひな型がありまして、審議会をつくるとか、そして計画をつくる。その計画について、財政上の措置をするだとかそういう一連の行政立法のパターンというのがありまして、これは議員立法も含めて多用されているわけであります。

ですから、ひな型があるものですから、多分、作りやすいというのもあると思うのですが、これがさらに補助金に絡み合わされたりしまして、ちょっとした数十万のお金をもらうために膨大な作業をしなければいけない。例えば、環境であれば地球温暖化の対策がある。そのほかにもゼロエミッションだとかいろいろなことがあって、そのたびにいるいろな計画が出てきます。それを全部作らなくてはいけなくなってしまう。それが補助金に絡み合っていて、結局、従来、単にこういう事業をやったら補助金出しますよ、

ということだけだったものが、おまけがたくさんついていまして、結局これが地方の現場を忙しくしているということになっています。

今までちょっとなかった視点だと思うのですが、こういう計画で分権のプロセスに随 分関わってきている中央省庁の姿があって、多分、大塚副大臣とかは決して意図してい るわけではないと思うのですね。これは多分、役所の世界の問題でありまして、整理を すればできることだと思いますので、ぜひ御検討いただきたいというのが本意でありま す。

ここにたくさん書いてありますように、こういうことを言いますと、それぞれの省庁から山ほど反論が返ってくると。それは、一つ一つには計画づくりの理由があるのはみんな分かっているのですけれども、仕事のやり方があるだろうというのが趣旨でございます。

あと今風のことで、38番がございます。これに関わることは、資料4-1の7ページ 以降にいろいろと書かせていただいているところであります。これは、兵庫県の問題意 識で書いていただいているピンポイントの御意見なのですけれども、構造的には今、新 型インフルエンザ等対策特別措置法があり、感染症法があり、あるいは地域保健法があ り、様々な新型コロナウイルスに関わる法律がございます。

しかしながら、かつてのハンセン病の反省がありまして、患者の隔離等について、もともと慎重に考えなければならないという、一つの根本理念があるのと合わせて、特別措置法をつくったときも、これは権力に関わるところがあるので謙抑的に必要最小限にしようということがあったのだと思うのです。そういう意味では、罰則だとか強制的な担保手段が注意深く除かれているという状況がございます。

これは非常に難しい問題であることはよく分かるのですが、実際に今、新型コロナ対策を回していく私たちとして、やってみるとなかなか従っていただけない事業者もいらっしゃる。思い切って申し上げれば、大抵の方々は、それ自体もお店の信用に関わったり、また、感染症対策に根本的には御理解いただいている方が私は多数だと思っています。

ただ、今、全国に広がっているのは、一部の事業者が結局協力されないというケースがあり、そこに対して行政側での権限というものが限定されている。それをきっかけとして、行政としての封じ込めに躊躇する場合があったりしたとき、これが恐ろしいもので蟻の一穴で全国に広がってしまうのです。こういう特性がありまして、やはり何らかの担保手段が必要ではないかということが、根本論としてあります。

これも憲法に関わる補償の規定の問題もあるわけでありますが、財産権との絡み合いで、そうしたことについての協力金と言いながらも補償的な協力金という制度も正面から変えていただいた方がいいのではないか。全部が難しければ、本当に必要なケースだけでも書く必要があるのではないか等々、いろいろな議論があります。

そういう中で、ここで46条という特措法の問題をうたっているのですが、構造として

は24条9項というところで行政指導があります。

この行政指導についても、協議事項として通達上位置づけられています。基本的な取り扱いの方針というのがありまして、こちらで、一つ一つ何か権限行使するときには国と協議しなさいということになっています。

それから、45条の方でここにあるような規定があるのですが、これも大変な解釈論が ございまして、なかなかスムーズに現場の動きが取れない状況がございます。

一つ一つの細かいことについては、いろいろな御意見があろうかと思うのですけれども、恐らく政権交代がなされた後、立法論の議論もこれから盛り上がってくると思います。そういうときに、ぜひここには大きな差し迫った課題があることは、先生方にも御認識を頂ければと思います。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

広く御指摘をいただきまして、本当にありがとうございます。

重要な点を幾つか御指摘いただいていると思いますが、分権では住民の声といいますか、住民のニーズに応じた公共サービスを提供することが目指すべき問題なのだけれども、この点については「従うべき基準」を少し見直すことによって、十分ニーズに表す公共サービスが逆に出ないような制約条件になっているということをクリアしていくという問題。

それから、頂いたものでは2番目には、eガバメント等々で合理化や効率化というのでしょうか。進めるべき問題で、大分阻害されているところがある。

もう一つは、新たに見えてきた課題として計画行政の問題とか、今、新型コロナの対応についての少し立法の問題を含めて御指摘を頂戴しました。

部会長の方から何かコメントがあれば、頂いた方がよければ頂いておきます。

(髙橋部会長) 非常に貴重な御意見を頂きました。

特に「従うべき基準」について、現場の声を受け止めた、いろいろな思いといいますか、具体的な御指摘を頂きましたので、2次ヒアリングのときには担当省庁に伝えていきたいと思いますし、さらにeガバの話は新型コロナ以降の新しい事態の中でもあり、またその前に出てきた提案の中にはデジタル化の話の提案もございますので、そういうものを政府の方針に合わせて担当省庁に御検討いただきたいと思います。さらに計画の問題につきましても、新しい御研究を踏まえて具体的な提案として既に出てきておりますので、そういう大局的な視点から、2次ヒアリングにおいても作業を進めていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(神野座長) それでは、ほかいかがでしょうか。

どうぞ、勢一議員。

(勢一議員) ありがとうございます。

私は提案募集検討部会に携わっており、提案団体の方々、そして分権室の皆様に大変 支えていただきながら議論を進めております。

せっかくの機会ですので、私からも若干だけ感想をお伝えさせていただきたいと思います。

既に平井議員から幅広く御指摘いただいておりますけれども、やはり今回、デジタル 化が分権を進める大きなきっかけになろうかと感じているところです。

特に、紙ベースがオンラインになったことによる効率化という以上の事務の質的な転換が期待できるのではないかと、議論に参加して感じているところです。

例えば、都道府県の経由事務につきましては、従前は情報の共有であるとか申請者の 利便性が非常に重視されてきましたけれども、デジタル化が進めば、そのような需要の ために経由事務をする必要もなくなるということもございます。

仕事や事務のやり方自体が変わるきっかけになるので、分権の大きな推進力になるのではないかと感じています。

2つ目に計画策定の点、これも既に御指摘がありましたけれども、計画は自治体がどのような場面でどのように使っていくのかは分野によって、局面によって、団体によって違ってくるということになろうかと思います。例えば複数の法に基づく計画を自治体の側で1つの計画にまとめてつくり上げていくということも、部分的には可能になっていますし、また、第32次の地制調答申でもありましたような広域連携を進めるという観点では、複数の団体が共同で計画を策定するというようなことも、これからは増えてくるだろうと思います。

そうした計画の取扱いの自由度を高める部分も含めて、自治体にとって計画という、 行政がどのような意味を持つのか、もう一度、丁寧に考えた上で分権を標準とするよう な国の法政策をしっかりつくっていただきたいと考えている次第です。

最後にもう一点、今回、議論で出てきました法令に基づかない事務の実施の点がございます。例えば28ページ、番号18の障害者割引制度における証明事務でありますとか、57ページの番号40の日本赤十字社への活動資金の取扱いなどがあります。

住民の利便性という意味では、このような事務に自治体が協力すること自体を否定する趣旨はないわけですけれども、事務を担う場合には、住民に対しても合理的な根拠を示せるような形式は非常に重要だろうと思います。

そのため、どの事務をどのような形で自治体にお願いするかについては、現代的な法治主義の仕組みに則るスタイルに改めていただく。そのきっかけを、こうした御提案は示しているかと思います。感想を含めて申し上げましたけれども、このような部分を心して勉強しながら進めていきたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほか、オンラインで御参加の議員の皆様方、あるいは構成員の皆様方、御発言があれ

ば承りたいと思いますがいかがでございましょうか。

小早川議員、いかがでございましょうか。御発言があれば承っておきます。

(小早川議員) ありがとうございます。

今、詳しい御説明がいろいろあり、また、平井議員、勢一議員からもそれぞれ適切な 御指摘がありまして、私が言いたいと思っていたこともかなりそれと対象が重なってい ますので、できるだけ重複のないように申し上げたいと思います。

専門部会で、もちろん事務局の方もですけれども、検討の視点を絞ってきております ので、それを踏まえて今後しっかり関係府省と詰めた議論が進んでいけばと思っており ます。

他方、今日の説明を聞いた感想でもあるのですけれども、何か基本的なものの考え方が、第1次地方分権改革から20年たって、まだこんなことが問題になっているのかと思うところが幾つかございました。そういう感じで少し申し上げたいと思います。

1つは、具体的にいえば先ほどから問題になっています計画の義務付けの関係などで出てきているのですけれども、国の各府省の方は法律上努力義務規定にとどめているからいいではないかというようなおっしゃり方をし、しかし実際にそうなってはいないわけです。そのことについて、今度は、例えば、多少悪く言えば開き直りされているような気もするのですけれども、これはやはり努力していただきたいので、任意とは言えませんとか、そういうおっしゃり方をしているところがあります。単に努力を求めているのだけれども任意ではないよというのは、結局これは、別の言葉でいえば御自分の考えを押しつけたいと、法的義務付けではないけれども押しつけはするのだ、という感じです。対等協力の関係になっているはずの国と地方の間で、そういう意識でものを言われるのはやはりまずい。押しつけたいのであれば、それは法律できちんと義務付けるとした上でそれをやっていただきたい。

それから、法律との関係でいいますと、同じく計画の中で、通知に基づいて計画策定に努めてほしいと言っておられるところがある。それが、今のように強くそれをやってほしいと言われるのであれば、それはやっぱり法律に規定を置くべきでしょう。分権改革によって国と地方の間の関係を法律に基づく公正明朗なものにしていくという共通了解がどこかにいってしまっているのではないかという感じがいたしました。この通知というのは、単なる技術的助言であるはずで、国の担当者からはこういうふうに考えるけれどもどうですかと、地方の方でもこういう観点も踏まえて考慮してくださいねという程度のことであろうと思います。これが1つ。

それから、コロナの関係でインフル特措法の点がございました。38番です。

これにつきましては法改正をするのかしないのかという点はありますけれども、私としては、いずれにしてもこれは、国が何かやらなければいけないというのと同時に、各地域ごとにそ地域の事情に応じて何かやらなければいけないということがあって、その後の方が、これまで何かうまく自主的にことを進められないという状況になっているわ

けです。これはやはりまずい。国の施策の足を引っ張るようなことはいけないでしょうけれども、こういったコロナのような事態に対しては、国の立場で必要と考えることはおやりになるべきだし、各地域でそれぞれ必要なことは地域の判断でできるように、地方独自の対応ができるような法体系、あるいはそういう法の運用であるべきだと思っております。

ただ、この問題は結局、地方にとって本当に必要なことを自主的にやろうと思ったら、 最終的には財源の問題になるのかとは思いますけれども、そこまで行ったらこれは大き な話になるのですが、そこまで大規模な財政問題に至らないレベルででも、地方が自主 的にやれるとなれば結構効果的な施策が打てるのではないか。先ほどの平井議員のお話 も、そういうことも含んでいたかと思いますが、私からも申し上げたいと思います。

これで終わりですけれども第3点、これも平井議員、勢一議員がおっしゃっていたことなのですが、「従うべき基準」の問題、それからもう一つ、後の方で出てきました補助要件の問題です。両方に共通していると思います。

特徴的には社会保障関係によく出てくると思うのですけれども、国民、住民のために 重要なポイントなのでこれだけの基準は守ってほしいということを国の側は言われる わけだけれども、それを守っていたらその地域で本当に必要とされているサービスをそ もそも実施できなくなってしまうというのでは、元も子もないわけであります。

私の感じとしましては、国の担当者の方々は、ある意味、理想主義的に、ミニマムこれだけの基準を満たしたサービスでなければいけないという、そこにこだわられるのだと思うのですけれども、しかしサービスを実際に担当するのは現在ある行政システムであるわけでして、それは、国のシステムも地方のシステムも行財政能力的に限界はそれぞれあるわけです。限界のある行財政能力でもって、いかに国民、住民のために必要なサービスを実際に提供していくかということを考えれば、あまり理想主義的なことだけでは駄目なわけでして、それぞれの行政、自治体なりなんなりの置かれた条件を勘案して現実に柔軟に必要なサービスができる、それが必要だということを、当事者双方が感覚として共有していけば話は違ってくるのではないかと考えます。

いずれも、漠然とした気持ちの話なのですけれども、私からは以上3点ぐらい申し上 げたいと思いました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

分権改革に到達して気づいた、ベース・キャンプの後ずさり現象みたいな考え方が見られてきているのではないかという御指摘から始まってコロナの問題、それからこれはいずれも平井議員も御指摘になったようなそれぞれの地域社会の特性に応じたサービスの提供そのものを可能にするようなことを考えていかざるを得ない段階にきているというお話がございましたが、特に部会長はよろしいですか。事務局の方もコメントはいいですか。

それでは、オンラインで参加の議員の皆様方で市川議員、御発言があれば頂戴したい と思います。

(市川議員) 発言の機会を頂きましてありがとうございます。市川でございます。

まず最初に検討部会の皆様には、コロナ禍の厳しい状況下において、本当に多岐にわたり、また多角的に検討いただきまして感謝しております。検討の視点も先ほど部会長から話がありましたとおり明確なものでして、重点事項に関わるものもたくさん出てきておりますので、引き続き再検討の視点に基づいてぜひ議論をお願いしたいと思います。

特に、重点事項のうちICT・デジタル化、または書面・押印・対面主義からの脱却に関するものが多くありますので、これはマイナンバーの利用も含めて各省が自ら積極的に進めるのだという意識で取り組んでいただきたいと思っています。

それから、これまで各議員の皆様から意見がありました「従うべき基準」の見直し等に関してですけれども、「参酌すべき基準」への引き下げも含めて現場最優先で取り組むべきテーマについては、平井議員からも御指摘がありましたとおりでございます。ただ同時に、ここの点というのは住民の理解、納得感というのが大切で、住民の理解、納得感に基づいて進められるかどうかということもキーになると思います。

具体的にはそういう現場を中心に意思決定をしていく場合に、住民との合意形成がどのようにつくられていくかという点も、議論の中で明確にすれば前に進むような話もあるのではないかなと思います。現実に実際にやられているところもありますので、ベンチマーク、あるいはトップランナーとしての事例を分析しながら住民との合意形成に向けての類型化等何かもう少し整理するというのも一計かなと感じました。

今回、特に子育てに関するテーマで議論になっていますが、1のテーマですとか3のテーマ、あるいは農地に関しての20、21等、多岐にわたって現場最優先の議論というのは出てきていますので、同時に現場サイドにおいては、どのようにして住民と合意をつけながら「参酌すべき基準」を提供していくかということを議論していただきたいと思います。

あと、今回の15番に挙げていた手続の合理化、簡素化に関する件で、これは申し訳ありませんが文章しか読んでいないのですけれざも、デメリットという形でできない理由というのが誰にとって支障があるのかなという点からしますと、例えば滞納者との接触の機会が失われるとか、支払いをし過ぎるかもしれないとかということが今回指摘されています。これは一体、住民にとっての問題なのかどうかという目線ですよね。やはり、国とか仕組みを維持するための目線であって、本当の議論はそこではなくて、ではそういう支障があるとすればその支障を解決するためにどういうことをすればいいのかということまでもう一歩突っ込んだ議論をしないと、簡素化というのは、僕はできないと思います。

ですから、我々も常に何を優先すべきかということを考えた上で、それの支障になる ものを解決するところに議論のテーマを持っていくというふうにすればいいかなと感 じました。

最後に、コロナ禍において、例えば重点事項の6にありますとおり、通常の業務とは違うようなことがこれから出てきますので、その場合に適切な代替措置とか、期間とか要件の見直しといった点も、各自治体の要望を聞きながら柔軟に対応していただきたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。貴重な御指摘をたくさん頂戴いたしました。ありがとうございました。

続いて御指名させていただいて申し訳ありませんが、オンラインで御出席いただいている後藤議員、御発言があれば頂戴したいと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。

提案募集部会の皆さんの非常に詳細なお仕事を拝見して、感謝でいっぱいでございます。

個別の提案に対する意見というよりも、少し俯瞰的な、特に今回の新型コロナを経て 今後どうなっていくかということを予想した上で、3点ほどお話をさせていただければ と思います。

住むところと働くところを分けるというのが都市計画のゾーニングの考え方であったわけですが、今回、新型コロナによって住むところと働くところがもう一度結びつく状況になりました。これによって、住むところの周りの環境に対して、皆さんの関心が高くなってきているように思います。皆さん散歩など昼間に始めたりして、これまで夜、寝に帰っていた住むところが、昼間暮らすところに変わっていく。そうなりますと、先ほど来出ていました住民ニーズというものがより深いものに今後、変わっていくのではないかなと思っております。これが1つです。

それから2つ目に、eガバメントのお話も出ましたが、我々大学ではオンラインのリモート講義で、この春学期を乗り切ったところですが、このコロナが過ぎた後の大学はどうなるのかということを今、議論しています。リアルな空間としての大学と、もうーつバーチャルの空間としての大学の両方をシームレスにつなげていく、それが新しいキャンパスではないかという議論をしております。

ですからデジタル化というのは、これまでの行政の効率を上げるという意味でのデジタル化のみならず、公共サービスの提供先にバーチャルな空間を考えていく、そういう時代に来ているのではないかというのが2点目でございます。

そして3点目は、私の一番の関心事でございますが、都市の郊外がどうなっていくのか。これまで都市化の時代は、郊外に向けて都市化の波が打ち寄せました。しかしながら近年では引き潮ということで郊外には空き家、空き地が点在するようになりました。それを二重の蚕食と呼んでいるわけですが、今回の新型コロナによってまた郊外へ向かう人の動きが出てきました。私の聞くところによりますと、建売住宅メーカーは神奈川、埼玉、千葉で現在非常に盛況のようでして、5月、6月、7月、8月の4か月は、月別

で過去最高の契約棟数に上っているということで、また人が郊外に向かっていく。これが、都心の密度を下げるという意味では良いのかもしれませんが、三重の蚕食を引き起こすようではやはりまずい。都市計画とその周辺の農地を含む土地利用をどのように接続させていくのか、その辺りが重要になるのではないかと思っております。

コロナ禍を経て、3点ほど私の考えたことを紹介させていただきました。 以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

コメントがあればいただきますが、いずれにしてもこれまで分断していた働く場と住む場、それからリアルとバーチャル等々これをつなげていく、ローマではありませんが、シェアというか共有していく空間というのが非常に重要になってくるかなと思います。 続いてでございますが、坂口議員、御発言を頂ければと思います。

いかがでございますか。

(坂口議員) ありがとうございます。

前回会議から2か月が経過した中で、提案募集検討専門部会の先生方並びに地方分権 改革推進室の皆さん方におかれましては、関係省庁の1次回答に対しまして集中的にヒ アリングを実施していただき感謝を申し上げます。

重点事項について申し上げますが、町村からは特に医療・福祉分野での要件の見直しや民間事業者の積極的活用、行政手続の効率化についての提案が上がっておりますが、専門人材の確保が容易でないこと、限られた職員数の町村では多様な手法の導入や業務の効率化が必須であることが背景となっております。

そうした中で、資料2で先ほどから1次回答について御説明を頂きましたが、再検討を含めて自治体の裁量によりそれぞれの事情に合わせて最適化し、柔軟な対応や制度運用が可能となるよう引き続き御議論を頂きたいと思っております。

それから、資料3で再検討の視点についての特に補助金、デジタル化関係でございますが、これらにつきましても引き続き御議論を頂きたいと思っております。重点募集テーマとなっていない提案事項につきましても、関係省庁の皆様に実現に向けて前向きに検討いただきたいと思っておりますので、提案事項全般にわたる目配りをお願いしたいと思います。

それから、義務付け・枠付けの件につきましては、先ほど平井議員からも知事会からの意見について確認をさせていただく中で、前回の有識者会議で内閣府の事務局において義務付け・枠付け及び類似事項に関する情報の整理を進めるとの説明があり、私からも町村職員の本来業務に支障をきたしていることから、調査、照会業務についても整理の対象としていただきたいことを申し上げました。この件につきましては、先ほどの資料4-1のとおりで、平井議員からのお話もございましたので、この件についてもよろしくお願いしたいと思います。

また、整理、公表にとどまらず、議員立法も含めて、自治体の裁量が阻害されるよう

な法令の増加を抑止するための仕組みや方策も必要であると考えております。今後を見据え、実効性のある根本的かつ具体的な仕組みの検討をお願いして、私からの発言とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、谷口議員、御発言いただければと思います。

(谷口議員) ありがとうございます。

今年度も様々な自治体からの御提案、また事務局の御準備、提案募集検討専門部会の 先生方と関係府省の皆様方の御検討に心より感謝申し上げます。

先生方の御議論にありましたように、今年はコロナ禍による影響が様々にあったかと存じます。提案全体数も前年よりも少ない傾向があるというのは、やはり各自治体がコロナの対応で大変だったということがあったかとも想像します。しかし、これが契機となって地方行政のデジタル化や効率化を新しい形で進める提案が出てきているという面もあると思いますので、これは今後も期待させていただきたいと思った次第です。

また、本年度も住民の生活に身近な分野、例えば保育や医療等に関して様々な提案がなされていたと思います。これも、もう先生方の御議論にあったとおりなのですけれども、これまで住民ニーズに合わせてなるべく自治体ができる形でサービスを継続させていくには、そういった基準の見直しや緩和といったことが推進されるべきであると私も思っておりましたが、今回見た限り感じましたのが、例えばそういった保育士の方であるとか看護師の方であるといった資格を持っていらっしゃる人材、これは本当に争奪戦というか、そういった人材が貴重であるがゆえに離職されたり辞められたりした方に関して情報提供をお願いしたいといったようなこともございました。

ここで思いましたのは、確かにニーズは高いのですけれども、基準緩和等に伴って少ない人数で大事な仕事を請け負うということは、そういった方々にとってどうなのだろうと。つまり、ステークホルダーということを考えた場合にパブリックと国、地方自治体、そして住民という受益者のみならず、サービスを請け負う、提供される専門職の方々の御立場や御意見というものもしっかり考えた上で、そういった方々の人数が減った場合には今度はそれ以外の人材と一緒に、どういうふうに協力体制を築きながら継続するのかといったことも考えなければならないのかもしれないと想像しました。

これは放課後児童クラブ等でそういったサービスの継続を考えた場合に、現場は非常に大変であるという御意見が出てくることもございます。そういった意味では、有資格の方々は現場においては一種のマネージャーのような役割を担っていただいて、有資格ではない、あるいは訓練を受けた研修を受けた方々とどういうふうな協力体制で維持されていくのか、そういったことも各自治体で検討されてプランをお示しいただいた上でのことかなとも感じました。

いずれにせよ、ある基準を設けるということがあったとしても、それを課す主体が本

当に国でなくてはいけないのであろうかということは、非常に多いという印象をやはり 受けますので、今後ともそういった点について議論が進むことを期待させていただきた いと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、構成員の方にも御発言頂戴したいと思いますので、大橋構成員いらっしゃいますか。御発言頂ければと思います。

(大橋構成員) 大橋でございます。

今年、扱いました中で新しいのは今まで話が出ておりますけれども、計画による努力 義務というものが、やはり新しい問題だと思います。ただ、努力義務なので任意だとい うように開き直られてしまいますとなかなか難しいところがあって、どこに問題がある のだろうかということを理論的にいろいろ考えたりしているわけです。

1970年代から、日本の法律でも計画というものが非常に増えてきて、私ども研究者も実務家も計画で進めるということはいいことだという一種の計画多幸症のようなところがあって、それがずっと続いてきたところがあり、現在では各分野では法律で基本的な法律はありますし、自治体レベルでも総合計画や各分野の基本計画がある。そういうような状況の中で、さらに屋上屋を重ねるように無制限に計画が押し寄せているというのが現状だと思います。

そして、計画という手法が行政活動の中でどういう特色を持つのかということを考えた場合に、これは手続が非常に丁寧につくってあって利害調整の仕組みを含むという点からしますと、やはり現場にとっては事務負担が非常に大きいということが特色としてあるのだと思います。

そうだとしますと、自治体の方から私どもはこういうやり方で同じことができるのでという話で、一種の代替措置の提案をするという、これは諸外国でも分権の一つの権利として認められていますけれども、そういうような形で利害調整をほかの形でやらせてほしいということは言えるのではないかと考えております。

それと計画というのは、これはやはり自治体にとっては構想でして、つまりコンセプトを描くという非常に中枢的な手法だと思います。そうだとしますと、対等当事者の間でそういう中枢のところに簡単に入り込むということには、一種の遠慮があってもいいのではないかと思います。

ですから、そこに踏み込むためにはそれなりの必然性が必要なのであって、私は正式に義務付けて、必要であれば法律で書くということが原則で、それがなされずに努力義務で済ましているということは非常に中途半端な状況だと思います。やはり背後に従前からある、国と地方の主従関係をまだ引きずっているのではないかという気がいたします。

現状はどうなっているかというと、いろいろな計画がたくさんあるのも、国の方は運

用で、地方レベルで一体としてやってくださいと自治体の運用に丸投げしているのですけれども、こういう計画間調整というのは、むしろ法令レベルで行うのが筋であって、 先日、地方三団体の方からは地方の法令協議の場というお話がありましたけれども、そういうようなところで、法律レベルでこういうものの調整に関心を持っていくということが大事ではないかという問題関心を持っております。そういう観点から、この努力義務として計画を実質義務付けている問題について対応していきたいと考えております。 以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、伊藤構成員、御発言頂ければと思います。

(伊藤構成員) ありがとうございます。

既に皆様から御意見が出たところとほぼ重なるわけですけれども、私も今年度、提案募集の検討専門部会で1次ヒアリングを行いまして、いろいろな課題があるところ、やはり現場の自治体の皆様の負担感というのが非常に高まっている。それに対して、いろいろな提案が出てきているという印象を受けております。

今、大橋部会長代理からもお話がありました計画の実質的な義務付けや、「従うべき 基準」は、専門人材の問題を含めて自治体の供給体制に制約をかけているということ、 経由事務が依然として存在しているということ、あるいは法的根拠なく今まで実質的に 協力依頼があって事務を行ってきたという分野もかなりあるということで、それらに関 する提案が出てきていると思います。

今後、人口減少が進んで自治体が保有する行政資源が非常に制約を受ける中で、しかも現在コロナの関係で非常に厳しい対応を迫られているという中で、非常に切迫感のある提案がかなり多かったのではないかと思っています。

これに対して各府省の御対応は、もちろんコロナの問題もありましたし、非常に真摯 に御対応いただいているところは多々あるわけですけれども、ちょっと現場と感覚がず れている部分というのも若干見受けられたのかなと思っています。

2次ヒアリングに向けては、やはり現場の問題関心、支障を具体的に各府省のほうで お考えいただいて、さらに御対応を引き出すような形で私としても努力してまいりたい と考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ほかに補足といいましょうか。議員それから構成員の皆様方に一当たり御 意見を頂戴したわけですが、重ねて御発言があれば、よろしいですか。

きわめて生産的な御議論を頂戴したと思いますが、事務局の方から全体のコメントはありますか。

事務次官、どうぞ。

(山﨑内閣府事務次官) あまり発言しないのですけれども、今日お話がありました計画

行政の話があって、非常に示唆的だと思います。

私も37年間役人をやっていますが、計画の義務付けについてずっと法制的に義務付けるものはやめてくれと。権力的関与になると。プラス第 1 次分権のときに、財政措置があるものには仕方がない部分があるだろうという割り切りで、ずっと各府省ともやってきているのですが、その結果、努力義務という、つまり非拘束的だけれどもできればやってくれというような条文が増えていると思います。

なんでそういうことになっているのかと思いますと、今、内閣府によりましていろいる各行政分野から結局、自治事務の顕在化をやはり求められている部分があって、与野党ともになのですけれども、先端的な行政分野とか光が当たらない行政分野とか、あるいは本当に大事なのだけれども自治体では埋没しているのではないかと国会の先生方なりが思われるような分野について、その手法として埋没させないために掘り起こすような手法としてどうも計画の努力義務化というのが進んできているのではないかと思うのです。

地方分権にも一定の配慮をしているものですから、今日おっしゃったような機関委任事務的潔さがないのです。要は、権力的に関与するということを真正面から言うのではなくて、分権にも配慮しつつ自治事務の中の掘り起こしをやっているという手法が恐らくこの20年間に積み重なってきているのではないかと。

第1次分権で結局、努力義務規定については文句を言っていませんので、そこにもし新しいテーゼを立てるとすると、努力義務というものがいかに事実上の拘束を行っていて、分権の観点から地方自治体を阻害していることのある程度の論証をしていかないと、実は本当に熱心にいろいろな行政を進めていらっしゃる国会の先生方が、こういうことによって光を当てようとされる部分を受け止めてくると。結果的に内閣府にたくさんあったりするのです。普通のほかの分担管理役所に落ちなくて、そういう意識もありますので、もしこれから努力義務規定についての議論をするとなると、少しそういう観点も入れながらどうしたら解決するかということをお願いしたいと思いました。内閣府は結構当事者であります。

それからあと、私は内閣府の事務次官になって1年半で、今回試みに自治体の言うことを内閣府として全部認めたらどうだと言ったのですね。それでやってみましたのですけれども、やはりおっしゃっている部分の御指摘の部分を治そうとすると、根幹のここから崩れていくのだという議論が多くて、では根幹のそこがなぜ崩れるのかという説明をきちんとして、実態としてここはこういうふうにやり取りすればうまくいくように、事実面でうまい運用をするからという説明をしないと、地方分権の観点から自治体が困っているところを放置するのかという話を実は内閣府内ではやっているのです。でも、結局、そのもともとの制度が別の役所に制度があったり、職務命令だと言ってやってみたのですけれども、なかなか難しい部分がありまして、ですから今後各省とやるとき、また内閣府とやるときも含めてですが、具体の支障をどんどん言っていただいて、その

支障をファクトファインディングに解決するためにどうするかと議論のアプローチを していただけるとありがたいなと思いました。

また、私どもの方もきちんと受け止めて、分権の観点から指摘される側としてもやっていきますので、よろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございました。

大変、有益なコメントを頂戴いたしました。

部会長、何か御発言はありますか。

(髙橋部会長) 今の御指摘、特に具体の支障を踏まえて自治体の支障の解決を図るという視点を、2次ヒアリングにおいて追求していきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

極めて有益で生産的な御議論を頂戴したと思います。

これまでも、筆舌に尽くし難いと言うと変ですが、御苦労いただいている専門部会の構成員の皆様方、さらに事務局の皆様方、次官をはじめとして御関連する皆様方にさらに奮励努力せよというのは非常に言いづらいのですが、今日いただきました御議論等々咀嚼していただいて、さらなる調査、審議を進めていただければと思います。

さらに、政府におかれましても地方からの提案に最大限の実現を向けながら努力をしていただき、各府省と地方との一層の調整をお願いしたいと思っています。

何か、御発言がなければ、これにて本日の会議は閉じさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

それでは、最後まで御臨席いただいて申し訳ありませんでした。大塚副大臣から、お 言葉を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(大塚内閣府副大臣) 先生方、大変有益な御意見を賜りましてありがとうございました。 誠に有意義だったと感じております。

今、ちょうど総理が退陣表明をされて新しい政権を選んでいこうというプロセスにあるわけでありますけれども、この分野について次にどなたが総理になられるとしてもですけれども、手が緩むことがあるとは思えないわけでありまして、場合によるとさらに厳しく詰めていくということになるのではないかと思っております。したがって、各役所に再検討を求める際にも、その辺も踏まえて厳しく詰めていく必要があろうと考えているところでございます。

今日、いろいろお話がありましたけれども、とにかく厳密厳格な「従うべき基準」というのが、そもそも各現局において何を目的にその基準が課されているのかということを正しく認識されているかどうかということを改めて詰める必要があるのではないかと思っております。定められている件数そのものに意味があるのではなくて、それによって達成しようという目標があるはずであり、そうであるならば、代替的な手段によっても達成することが可能であるはずであります。それを単純にその基準だけを墨守しよ

うとしてはいないだろうかということ、これは厳しく詰めていかなければならないだろうと。プリンシプル、目標といったものが明確にならないところは必ず緩めてもらわなければいけないということだろうと思います。

それから、デジタル化、オンライン化はコロナ禍で完全に遅れているということが既に突きつけられた課題でありまして、規制改革推進会議の方でも髙橋部会長も中心的な存在になりながら、各役所の持っている事務全て棚卸をしていこうということでやっているわけであります。中心的には判子の問題があるわけですが、この判子を要する行政手続は、政府全体で1万1000程あるということが分かりまして、これの全てについて各省庁に精査をしていただき、法令に基づかずに押印を求めているようなものは全てやめてもらう。法令に基づくものも全てやめる。法律改正が必要であればできるだけ早いタイミングでこれを改正していくということで、法律改正自体は年を越すかもしれませんけれども、棚卸自体は年内にやるというスケジュール感でやっているわけであります。

こういう流れの中でありますので、自治体の方で認識をされている対面、書面、押印 規制がありましたら全て出していただいて、これは規制改革会議とも一緒になりながら 1つ残らずクリアをしていきたいと思います。

計画の整理が必要だというお話がありました。まぎれもなく、次官も言っていたように内閣府がその温床の1つであるわけですけれども、これも押印規制と同じように一度しっかり棚卸を集中的にしなければいけないだろうと思います。

一つ一つの計画を求めている方々、これは省庁であったり議員立法であったりしますけれども、一つ一つの業務については皆さん一生懸命にやられて大事だと思って求められているわけですが、全体としてどうなっているかという観点を個々の分野の方は持っておりませんのでしっかり棚卸をし、恐らく最終的には業務自体の整理も必要だというところに辿り着くだろうなと。内閣府の業務自体かなり重複感のあるものが多くございまして、なかなか手がついておりませんので、次の政権でもし可能であればそこもしっかりやっていきたいなと思うところでありますけれども、少なくとも集中的に棚卸をするということはぜひやっていければと思うところでございます。

私自身も次の内閣でどうなるかわからないところもあるわけでありますが、しかしこの分野、極めて重要であります。特に、今の時代、積年の課題が突きつけられている感がございますので、今後もしっかり私、議員としてもしっかりフォローしていきたいと思いますし、内閣府としてもしっかりフォローしていくように改めてしっかり指導していきたいと思っております。

先生方におかれましては今後とも御指導お願い申し上げます。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

今後の私どもの指針となるような、意味深い御挨拶頂戴いたしましたこと、深く感謝 を申し上げる次第でございます。 それでは、本日の会議につきましては、これにて閉じさせていただきたいと思います。 最後まで御熱心に御議論頂戴したこと深く感謝を申し上げて幕を閉じたいと思います。 どうもありがとうございました。

(以上)